

1917-1922 年のソビエト家族政策： コロンタイの自由恋愛論をめぐる考察

ミルチャ アントン^{*1}

^{*1} 大阪市立大学大学院生活科学研究科

Soviet Family Policy in 1917-1922:
Analysis of Alexandra Kollontai's "Free Love"

Anton MIRCHA^{*1}

^{*1}Graduate School of Human Life Science, Osaka City University

Summary

The paper investigates main features of the Soviet family policy in period of 1917-1922 years and its relation to the "Free Love" ideas of Russian Marxist feminist Aleksandra Kollontai. There are three limits in the research. First limit set on the methodological principles of family policy studies. Second limit set on the time span of 1917-1922 years, when the War Communism and the Russian Civil War took place. The last limit set on particular ideas of A. Kollontai, who was a prominent figure and had a great impact on family structure and gender relations.

The main aim of the study is to analyze features of 1917-1922 years family policy at the Soviet Russia and to reconsider the contribution of the A. Kollontai's "Free Love" ideas and their influence on the transformation of family institution and women emancipation at the period.

It is suggested that the discourse of "Free Love" in A. Kollontai interpretation includes such concepts as "New Women", "Love-Comradeship" and "New Way of Life". The paper concludes that many ideas of A. Kollontai about new communistic social order had been actually implemented, and had a significant impact on the soviet women economical and political emancipation processes.

Keywords : ソビエトロシア, 家族政策, 自由恋愛, コロンタイ
Soviet Russia, Family Policy, Free Love, Kollontai

I はじめに

1. 研究の背景と問題提起

初期ソビエトの家族政策の経験を再考察することは、革命後約 100 年たった今日も家族をめぐる人口およびジェンダー問題と政府による現在の家族政策の内容を理解するために必要な課題である。その理由は以下の通りである。

2010 年代のロシアの家族政策の明確な特徴の 1

つは、伝統的な価値観への回帰である。特に 1910-1920 年代のソビエト型の家族政策は否定的な社会的実験であるとして現在のロシアの家族政策において批判対象となつた。「家族の伝統的な価値観に対して最初の打撃が 1917-1920 年の社会的な実験によって行われていた」と新保守主義である現在のロシアの家族政策では指摘されている^{注 1)}。今日のロシアの家族政策が新保守主義であることを示す根拠は、2010 年代のロシア家族政策におい

ては「伝統的な価値観」への回帰が提言されているからである¹⁾。「伝統的な価値観」として考えられるのは、第一に宗教の役割の重要視、第二に多産の奨励である。一方、1917年革命後のロシアではボリシェビキが帝政ロシア家族の変革を試みた。そして、反宗教をも取り組み、多産を奨励しなかった。このように、宗教を拒否していた革命直後の家族政策の内容と、宗教の役割を重要視する2010年代のロシアの家族政策の内容は対立すると言える。ただし、注意しておかなければならないのは、すべてが対立しているわけではなく、受け継がれている要素があるということである。例えば、配偶者の住所・職業の自由な選択などが挙げられる。

本稿で家族政策として理解するのは、国家が、家族の直面する問題を解決するための取り組みのことである。この定義は、アメリカの家族政策の研究者であるツィメルマン²⁾により理解される家族政策の概念の定義に立脚する。ツィメルマンは、家族政策の広義の概念を提案し、家族政策が社会政策のように幅広い分野であり、政府による家族への干渉の程度や人工妊娠中絶などの多様な社会問題に関わる枠組みであるとしている³⁾。家族政策の広義の理解は、特に政策の歴史的な展開を検討する場合、有益であると筆者は考える。家族に関わる法律や社会政策の給付の分配の歴史的な検討が可能になるからである。

1917-1922年の家族政策の大きな特徴はフェミニストであるアレクサン德拉・コロンタイ（以下はコロンタイと略）が女性解放と自由恋愛を謳いつつ直接にジェンダー関係と家族制度を改革しようとしていたことである。実は、フェミニストが政府に入り法律作成などの活動を行った経験は、ロシアの家族政策史において、最初で最後のものだった。それゆえに、筆者は初期ソビエトの政府が男女平等の価値観に基づいた新しい社会の実現を試みた特異な時期であったと強調したい。

本研究では、戦時共産主義と内戦の時期である1917-1922年の間に、ロシアや日本などの先行研究を踏まえつつ革命活動家とフェミニストであるコロンタイの自由恋愛論の特徴を確認する。そのうえで、共産主義下の家族政策の形成過程への影響を考察し評価することを本研究の課題とする。

構成は、本論のⅠで研究のフレームワークについて説明する。次のⅡではコロンタイの小説や著書などを用いて、コロンタイの自由恋愛に入って

いる「新女性」、「同志的恋愛」と「新生活」論を説明する。Ⅲで自由恋愛論を謳ったコロンタイの活動が当時の法律にいかなる影響を与えたのかを検討する。

家族政策^{注2)}と初期ソビエトの家族^{注3)}に関する理解はロシアの研究において多様である。本研究では次のようなフレームワークに基づいて家族政策について論じる。

2. 帝政ロシアの家族と革命後の変化

まず、帝政ロシアの家族政策に対する評価に関する研究成果を確認しておこう。

ハスプラートーヴァとスマルノーヴァの家族政策論によると、帝政ロシアの家族は父長制の価値観に基づいていた²⁾。つまり、多くの女性が政治的な権利はもちろん経済的にも自立していなかった。さらに、結婚式や離婚は教会のみにより行われ、不幸な婚姻の場合でも性別にかかわりなく離婚は難しかった。売春問題がより深刻化し、多くの思想家^{注4)}により批判されていた。

1917年の革命がロシアの社会に大きな変化をもたらした。革命により帝政ロシア政府はなくなり、ロシアの政治制度も経済制度も根本的に変わらるようになる。革命後、個人主義から共産主義型のプロレタリアート集団主義へ展開し、社会における行動のパターンの変化が起こるようになった。変化の一例として、一般の人が無報酬で公園などを掃除するという「労働奉仕日」(субботник)が1919年に始まったことが挙げられる。

なお、社会に起こっている変化が男女の社会的・文化的関係、言い換えればジェンダー関係と家族形態などにも大きな影響を与えたと言える。とりわけ、男女間の平等を前提に女性が男性と同様に就労したり教育機関に入ったりすることが可能になった。また、ソビエト政府が売春との戦いを展開させ、母性を保護し、世界歴史上初めて人工妊娠中絶を合法化したことが挙げられる。新しい恋愛のパターンや社会と労働に対する態度のもとで、家族制度と国家制度の必要性がなくなり、次第に国家と家族が「消滅」する社会制度であると当時は考えられた⁴⁾。このように、「消滅」するはずの家族制度においてジェンダー的な関係は著しく変貌はじめる。それと同時に、家族政策は男性に依存している女性の「伝統的な」性格から、女性の解放を目指す政策へと転換はじめた。

すなわち、従来の帝政ロシアの秩序や社会制度に対立していた共産主義下でジェンダーと家族の問題を取り上げていた革命家のイネッサ・アルマンドやコロンタイは、新しい社会秩序を構築するために、旧来の家族制度を変革する意図をもっていた。それと同時に、女性を家事の負担から解放させることで経済的・文化的に自立させる意図もあった。端的な例は自由恋愛論である。革命前後のロシアにおいて自由恋愛論の多様な解釈が存在していた。結婚に拘束されない自由な恋愛という解釈があれば、宗教や親の圧力がない解釈もあった⁵⁾。

この自由恋愛論は家族制度をめぐる考察の 1 つの主要な焦点であることが研究史から確認できる。

3. 本研究における自由恋愛をめぐるコロンタイの思想の位置付け

本研究では、自由恋愛をめぐるコロンタイの思想に限定する。当然だが、当時の家族政策に大きなインパクトを与えた自由恋愛論の主なイデオロギーはコロンタイだけではない。自由恋愛の概念にかかわる諸問題を取り上げ考察していたのは、革命以前エンゲルスやベーベル、ツェトキンである。革命後のロシアにおいては、ザールキンドやルナチャールスキーが挙げられる。

しかしながら、当時権力を持ちジェンダー関係と家族政策に大きな影響を与えた「革命のワルキューレ」と呼ばれるコロンタイの貢献は特別に大きなものである。その理由として 1 つ目は、1917 年 10 月にコロンタイは国家保護人民委員に就任したこと、2 つ目は、男女関係や自由恋愛をめぐるコロンタイの思想は、ロシア国境を越え日本にも影響があったからである^{註5)}。

4. 初期ソビエト期間の限定とその時期の家族政策

本研究では、初期ソビエトは 1917 年から 1922 年までとする。

1917 年は革命に当たり、ソビエト政府が権力を握るようになったと同時に、積極的に家族政策を行うようになった。研究を 1922 年までとした理由は 3 つある。第一に、ソ連の成立した 1922 年まで展開された内戦期に当たっており、いわゆる戦時共産主義の 1918-1921 年の期間には独特な特徴があることである。第二に、当時際立つ活躍を見せたコロンタイは、ちょうど 1922 年まで^{註6)}男女間の結

婚や恋愛など、新しい社会秩序の構築のためにソビエト政府の一員として積極的に活躍していたからである。第 3 に、家族政策の研究者であるドローヒナも第 1 期のソビエト家族政策として 1917 年から 1921 年までと区分する⁶⁾。

初期ソビエトの家族政策は、政権を握るようになった革命家によって家族制度とジェンダーの行動のパターンを意図的に変革させる取り組みであった。その中に、宗教や多産を良しとする価値観に基づく「伝統的な」家族制度を破壊する試みがあった。そのため、1917-1922 年の時期についての評価は、90 年代以降のロシア研究において多様である。家族と女性を対象とするボリシェビキによるプロパガンダと呼びかけを「ユートピア」と位置付ける研究者もあれば、家族を消滅させる試みがあつたため「非家族」的な時期として捉える研究者もある。

ここでいう「ユートピア」とは資源が十分になかったため、ボリシェビキが謳った課題が実現しにくく、プロパガンダにすぎないことがある。ロシアの研究者であるレーピナ、ロマーノフならびにヤルスカヤ・スマルノーヴァは革命後の政策を「ユートピア」の取り組みと位置付け批判している²¹⁾。社会制度としての家族を消滅させる 1917 年以降の取り組みを「非家族化」と位置付けるのはチェルノーヴァである⁷⁾。

本稿では、1917-1922 年の取り組みは根本的にジェンダー関係を変革するものだったため、革命的家族政策として位置付ける。そして、ジェンダー側面を研究視野に入れ家族政策の分析を進めているチェルノーヴァの研究⁷⁾に焦点を当てる。

チェルノーヴァは、家族政策をめぐる欧米の先行研究を確認し、1917 年以降のソビエトロシアから 2010 年代のロシアまでの家族政策を詳細に分析している。欧米の先行研究として、エスピアンデルセンはもちろん、ジェンダー研究者のルイスやプファウ・エフィンガーなどの議論、家族政策のツィメルマンやハントレイスなどの議論を用いて、フィールドワークとして社会調査を行っている。例えば、若い家族の問題を明らかにするために 2010 年に「若い大人：家族とキャリアのバランスを探しながら」という個人の研究プロジェクトを行った。その他、2012 年に行われた「今日のロシアにおける親：政策、価値観と実践」研究者集団の研究プロジェクトなどに参画した。このように、

チェルノーヴァは、現在のロシア家族政策論において最先端の研究者であると言える。

チェルノーヴァは、カウフマンの議論を用いて、家族政策の枠組みにおいて家族の形態や機能などを含む家族制度を変革するために、政府による4つの影響のタイプがあると述べている。それは「法的な影響」、「経済的な影響」、「環境的な影響」、そして「サービス的な影響」である。

チェルノーヴァがここで使用する「影響」という語は家族のありようを変えるため法的な影響をはじめ経済などの政府によって利用される措置やツールの意味として用いられていると筆者は考えている。

政府による4つの影響の中の「法的な影響」は、家族をめぐる諸法律のことである。結婚式や離婚式や家族の税金負担を定める法律などが含まれる。なお、「法的な影響」には新しい法律の中味を普及するプロパガンダ活動も含まれると本研究で位置付ける。

しかし、チェルノーヴァは現在のロシア家族政策の問題に焦点を当てるため、ロシア家族政策の歴史的な展開を詳細に検証していない。とりわけ、チェルノーヴァの研究が初期ソビエト家族政策の概観にとどまり、法律作成に関してコロンタイの役割の評価が明瞭ではない。

本稿では、上述したチェルノーヴァの家族政策に入っている「法的な影響」の視点を用いて、IIIで初期ソビエト家族政策にかかる法律と布告に焦点を当てコロンタイの自由恋愛論の特徴を検証する。その前にIIでは先行研究を踏まえつつ革命活動家とフェミニストであるコロンタイの自由恋愛論を確認する。

上述したフレームワークのもとで本研究の考察を進める。

II コロンタイの自由恋愛論の特徴

1. コロンタイの「新女性」について

ロシアのジェンダー研究において、コロンタイはマルクス主義フェミニストとして位置付けられている⁸⁾。マルクス主義フェミニズムとは、女性解放を含めた社会の不平等の問題の解決が、搾取による抑制からすべての男女の労働者（プロレタリアート）の解放にあるという考え方である。

しかし、ここで注意しなければならないのは、コロンタイは自分がフェミニストであることを否定し、フェミニストと激しく論争していたことである。そもそもフェミニズムは、ブルジョワの基礎に成り立っている発想であるという理解が革命前後のロシアの社会に膚感していた。そのため、フェミニズムは反共産主義の思想と捉えられていた。本稿では、ジェンダー研究と同様にコロンタイをマルクス型のフェミニストとして理解する。

共産主義の社会における女性のあり様がコロンタイの思想において大きな役割を果たしているため、この節でまずは「新女性」をめぐるコロンタイの思想を整理する。

コロンタイの理解に見る「新女性」（«новая женщина»）とは、帝政ロシアの「女らしく」振る舞える女性の「情熱」や帝政ロシアの生活様式に反する概念である。共産主義の平等の価値観のもとで経済的に自立し旧来の制度による搾取から解放された女性のことである。

コロンタイが唱えた「新女性」のイメージは、従来の性別に関わるすべての足かせを取り外し、個人の人間として社会に認められる。なお、一方では個人として社会に認められ尊敬されるだけでなく、新しい共産主義の秩序のために努力する労働者としても尊敬されるべきという論点がある。帝政ロシアの「女性にはなかった労働への新しい態度」⁹⁾とは共産主義の社会の実現に移行する社会において、女性が積極的に革命的活動をはじめ就労活動にも男性と同様に参画しなければならないことである。

自由恋愛の概念に該当する女性は、まずは従来の女らしさのイメージに入っている「情熱」や「感情」を乗り越えなければならない¹⁰⁾。嫉妬感の克服について、「新女性」は私有の感覚を弱めること、男性と別れる精神的な恐怖をなくすことなどの言及がある¹¹⁾。

次に男性に対しての態度である。女性の個人性へのより丁寧でより尊敬的な取り扱いを要求しなければならない。男女関係には私有財産の要素が一切ないはずである⁹⁾。こうした思想に基づいて、愛人同士の間の「あなたは私の」というようなセリフをコロンタイが批判している。なぜならば、女性は男性のものではなく社会の一員であるからである。

コロンタイは不倫に関しても言及しており、身

体的な不倫よりも精神的な不倫の方が許し難いと述べている⁹⁾。女性の精神をめぐる論考はコロンタイの思想に独特な位置を占める。すなわち、男女の間で生まれる恋愛には生理的な要求としての身体的の側面（「翼がないエロス」）があれば、精神的な側面（「翼があるエロス」）もある^{注8)}。共産主義の社会において後者の精神的な恋愛の役割をコロンタイは強調している。

しかし、注意しなければならないのは、コロンタイの「新女性」は恋愛ばかり考えながら日常生活を送っている者ではないことである⁸⁾。共産主義のための社会的な闘争などの活動や労働の方が恋愛よりも大事である。その活動に積極的に従事すれば、従来のロシア社会の女性は「新女性」に変身し得ると考えたのである。

このように、コロンタイの「新女性」の恋愛は生物的なものというより、むしろ「精神的で社会的な感情」であることが分かる。その思想は次節で述べる「同志的恋愛」の恋愛のパターンで展開される。

2. コロンタイが提案していた恋愛のパターン

コロンタイの「恋愛」を明確に示す概念は「同志的恋愛」（любовь-товарищество）である。「同志的恋愛」は多面的な形態の恋愛を示し、プロレタリアートの独占を成立させるために必要なものとコロンタイは位置づけている。以上の概念は共産主義下で理想的な恋愛のパターンと言える。コロンタイによると「同志的恋愛」は「恋愛とは友情、情欲、母性の優しさ、一目惚れ、精神の同調、同情、憧れ、習慣などの感情の複雑な組み合わせで、その混合」¹⁰⁾である。

なお、「同志的恋愛」の概念の内容は以下の3点を含む。1点目は男女間の平等主義である。2点目は相互の人権を承認し尊敬し合うことである。そして3点目は、男女を問わずに、同志として大切な人の心を敏感に理解し合うことである。

ブルジョワの道徳では、愛している人のためにいかなることも行うことに対して、労働者の「同志的恋愛」に基づく道徳では、社会のためにすべてのことを捧げる、とコロンタイは結論を出している。つまり、個人主義の価値観から脱出し、コロンタイは社会を1つの大きな「家族」のようなグループとして捉えた。

コロンタイは、エンゲルスとペーベルに並び、「家族は崩壊せざるをえない」¹⁰⁾と述べ、教会による婚姻と私有財産に基づいた旧来のブルジョワ型の家族を批判している。ブルジョワ型の家族は、私有財産が蓄積した資本に基づいており、それを家族内で生まれた子どもに相続する。共産主義下の社会では、私有財産は廃棄され相続の必要がなくなる。

ロシアのジェンダー研究者であるプシカリヨフとプシカリヨーヴァは、コロンタイと彼女の自由恋愛論を説明し「プロレタリアート女性運動の議論者であったコロンタイ、アルマンド、クルブスカヤ、サモイロヴァは権利を等しくするだけで十分ではないと考え、人間の生活（様式）を変革する必要があったとしていた」¹²⁾と記している。このように、この論点においては「新生活様式」（новый быт）論が窺える。それは、女性解放のために必要な条件として当時の議論で位置付けられたものである⁵⁾。このことに関して次節で述べたい。

3. コロンタイと「新生活様式」

女性を母性の負担から解放し、経済的に自立させるためには、「新生活様式」の構築が必要であると10月革命前後は一般的に考えられていた。なぜなら、「新生活様式」が導入されなければ、コロンタイが想像していた「新女性」と「同志的恋愛」の実現は果たされないからである。

母性にかかわる問題を1913年以降研究していたコロンタイは、女性が労働活動と母性を両立することは共産主義の社会にしかできないと主張している⁹⁾。育児の負担は社会が担うべきとされた。なお、必ずしも託児所に預けられるとは限らず、自分の子どもを育てたい母親にはその権利が残る。ただし、「あなたの、または私の子どもだというような区別をつけずに、子どもは共産主義で、労働者の、ロシアの、私たち皆のものということを覚えておかねばならぬ」¹¹⁾とコロンタイは言及している。

育児だけでなく、共産主義社会においては、食堂やランドリーなどの施設インフラの構築により女性の家事負担を軽減する意図があった。

コロンタイは「新生活様式」の1つの要素として学校型の「コミューン」¹³⁾を取り上げるが、20年代半ば以降「コミューン」論には詳細に触れていない。

4. 小括

以上のことから、次のことが言える。コロンタイはマルクスらが避けようとしていた共産主義の恋愛の詳しい中味を考察し、思想を展開する。

その思想で描き出される「新女性」とは、経済的にも文化的にも解放された女性である。そして、社会のために就労し、嫉妬や人に対する私的な態度、あるいは男性への従属など、自分の「女らしさ」の感情を乗り越える。「新女性」は翼があるエロスのもとで精神的な糸を自由に成立させたり破綻させたりする。そこでは、従来のブルジョワ型の家族が批判された。革命後の社会秩序において帝政ロシアの男女関係が考えられないものだった。

しかしながら、新しい共産主義の社会の構築と女性解放過程にはコロンタイが男性をアクターとして重要視していなかった。女性がおかれた社会的地位の向上と経済的・精神的な自立がコロンタイにより優先された。

コロンタイの「新女性」、「同志的恋愛」と「新生活様式」の発想がいかに家族政策に反映され、何が採用されたのかを以下のⅢで家族政策のフレームワークを通して初期ソビエトの家族政策の形成過程への影響を検討する。

III 自由恋愛と家族政策：1917-1922年の特徴

1. 家族政策への法律の影響：1917年の布告

1917-1922年のソビエト政府は、家族を対象とする法律を作成し発布していた。

革命の直後にソビエト政府は結婚と離婚の手続きを身分登録機関に委託し、簡略化を行った。それは1917年12月18日に策定された「民事婚、子おおよび身分登録簿の実施に関する」布告と、翌日の「離婚に関する」布告により可能になった。

その布告の作成と発布において、コロンタイの役割を看過してはいけない。コロンタイは11月19日に婚姻と離婚の布告の内容に関する提案をソビエト政府に報告した。翌日にボリシェビキと社会革命党が報告を検討しはじめた¹⁴⁾。

布告は家族制度の変貌と女性解放には大きく貢献したと考えられる。すなわち、1917年の12月以降婚姻と離婚に関する手続きは教会のもとで施行されるものではなく、身分登録機関で行えるよう

になった。それは男女関係をより緩やかで自由恋愛に關わる一部の思想を実現した布告である。

帝政ロシアの女性は、教会の許可を得て離婚することがほぼ不可能であった。旧制度とは異なり、1917年の布告策定後、例えば配偶者の男性に対する恋愛感情がなくなった時には、「新女性」は気軽に離婚できるようになった。

1918年10月には1917年の布告の内容をより強調し合法化させるため「身分登録法、婚姻法、家族法、後見法に関する法典」（以下の略は家族法典）が策定される。ロシアの家族法の研究では、1918年10月の家族法典が革命後のソビエト国家において最初の法典だったため、高く評価される¹⁵⁾。この法典の作成と策定のためにコロンタイは積極的に活動した⁸⁾。初期ソビエトにおいて、この法律は家族の構成の変革に大きな影響を与えた。次節で家族法典の構成を説明し、同法典の家族に対する影響をより詳細に検討する。

2. 1918年の家族法典の意義について

家族法典の構成は4部からなりたっている。それは第1部「民事」、第2部「婚姻」、第3部「家族」と最後の第4部「後見」である。なお、法典の条項は全部で246である。

まずは、自由恋愛の関係の実現のために第1部の第1章において、「すべての身分登録の手続きが公共施設によって施行される」、58条において「結婚したい者は口頭で婚姻の申し込みをするか、筆記の形態で地元の身分登録機関に婚姻の希望に関する申し込みをしなければならない」と定められている。それは教会による婚姻形成を廃止するのに必要な取り組みの1つである。

同様の目的で、第2部「婚姻」第1章52条では「身分登録機関で登録された民事婚だけが配偶者の権利を生み出す」としている。したがって、宗教的儀式の下で施行された婚姻は、ソビエト国家において配偶者の権利を生み出さないことが示されている。

読み書きができない人でも登録ができるように、第1章21条は「申し込み方法は口頭でも筆記でも可能」としている。帝政ロシアでは、特に農村の女性の中での識字率が低かったため、口頭の申請は結婚・離婚のどちらでも可能だった。これは女性を解放させ、「新女性」のために必要な取り組みだったと言える。

次に、44 条によると「婚姻の申し込みの場合は、登録者は結婚後の男女の名字の選択を確認する」ことが可能になった。女性はロシアの歴史上初めて自分の名字を残せるようになった。これは、「新女性」の構築には必要な条項である。

そして、革命家は、共産主義下の平等状態を目指し、1918 年以降のソビエト社会の誰もが恋愛のもとで結婚できるように 72 条で司祭や聖職者も結婚ができると定めた。すなわち、労働者だけでなくイデオロギーレベルで対立している宗教従事者でさえ恋愛の気持ちがあれば結婚できるようになった。

なお、ロシアと日本の研究¹⁶⁾で 105 条の「結婚は共有財産の権利を生み出さない」条項はよく批判される。夫婦の財産に関して別産制がとられたと河本和子は主張する¹⁶⁾。革命後の法律を調べた河本和子は「別産制は、女性の財産を守るどころか、かえって窮地に追い込むこととなった」¹⁷⁾と批判している。筆者もその批判的主張に賛成する。

また、1918 年の法典によると、生活が困難な場合、必要な金銭的支援を負担しなければならないのは、家族内の構成員である。その構成員は基本的に支援提供の可能な配偶者である。すなわち、戦時共産主義の期間、経済的に不足していたソビエト政府は家族福祉の多くの負担を家族に義務付けた。107 条、161 条、169 条などがそれを示している。以下、簡単に説明する。

107 条によると、労働ができない配偶者は、労働ができ所得を有する配偶者による金銭的な援助を受ける権利がある。

161 条の内容には矛盾点がある。「親が未成年者、または労働ができない子どもを扶養しなければならない」と定められている。しかし、161 条の「注釈」のところには「子どもが国家によって扶養されるようになったおかげで、親が扶養する責任が無効となる」と記述されている。すなわち、1918 年の家族法典は、子どもの扶養の負担をソビエト政府が担うと謳ったものの、実際に親の負担として位置付け続けた。なぜならば、全ての子どもを実際の扶養に必要な資源を、革命後のソビエト政府が有していないためである。さらに 169 条によれば、親権の紛失の場合でも、親が子どもの扶養の負担を担いつづける。

第 3 部「家族」がとても興味深い。コロンタイに提案された子どもの社会的養育のため、まずは法

律的に婚外子を婚内子と同様に取り扱う必要があった。1918 年の第 3 部 133 条において、婚外子と婚内子の区別がないと定まった。

そして、144 条によると、ソビエト女性は、妊娠した場合、父親を確定することができるようになつた。それは母性をできるかぎり女性の負担ではなく、社会の義務として設定する試みだった。換言すれば男性を少なくとも金銭的に養育に参画させる意図がある条項である。河本和子は、1920 年代に父親確定を「悪用」した女性がいたと指摘し、「悪用」を以下のように説明する。すなわち、「この制度下での女性の行動を最もあくどい形で表現すれば、複数の男性と行きずりの関係を持つことを繰り返し、妊娠すると、関係した男性の中から最も資力のある者を選び出し、あるいは全く関係はないけれども資力ある男性を選び、彼を父親として訴える」としている¹⁷⁾。ロシアの研究においては「法典が父親の確定の可能性を拡大した」と肯定的に評価する研究がある。

コロンタイの育児の共同化に関連があるのは、157 条である。その条項では両親は特定の養育施設に子どもを預けることが可能となつた。16-18 歳の子どもの希望なしに、むりやりに労働者として働かせはならないと定められている。

子どもが社会のものであるという意図の裏付けては、第 5 章における養子縁組制度が不可能になることが挙げられる。すなわち、子どもが「私およびあなたのもの」ではなく、社会全体の一員であるため、養子縁組が要らないと当時の革命家は考えたのであろう。それから第 4 部の「後見」において、詳細に後見施設や後見人の役割と任命や解雇が規定されている。養子縁組制度は廃止されたのに、後見制度は残つた。

その他に「新女性」実現に向けての取り組みとして強調できるのは、旧来ロシアに存在しなかつた夫婦の住所選択や職業選択の自由が可能になつたことである。

以上の考察から、1917 年の布告と 1918 年の家族法典は、コロンタイの監督のもとで作成され、自由恋愛の実現のために重要な役割を果たしてきたものとわかった。

「新女性」、「同志的恋愛」および「新生活様式」の思想は共産主義の社会における経済的・文化的に自立した女性のイメージに繋がっている。したがって、女性を経済的に自立させる法律も必要だ

った。そして、新しい法律の内容や「新女性」などの思想を普及するために、コロンタイはプロパガンダ活動をも行った。それに関して後述する。

3. ソビエト市民の就労義務

ここでは、女性の経済的な自立を目指している法律を取り上げ考察する。

1918 年の「男女の同一労働同一賃金」最高会議幹部会令は、女性の経済的解放に大きく貢献したものである。1917 年 11 月「8 時間就労」に関する布告が発布された。その布告の 15 条では、18 歳未満の男女による地下労働、そして 18 条では 18 歳未満の男女による就労の残業が禁じられた。それは、上述したように、帝政ロシアの「女性にはなかった労働への新しい態度」のために必要なインフラを整える法律だったと筆者は考えている。

他に、1918 年のロシア・ソビエト連邦社会主義共和国の憲法第 5 章 18 条では「働く者食うべからず」と定められている。それだけでなく、憲法第 2 章によれば、労働義務の導入が社会のパラサイト階級を破壊させるために必要な取り組みとして位置付けられる。パラサイト階級とは、帝政ロシアにおける貴族や働かないお金持ちなどを指している皮肉的な言葉である。すなわち、男女を問わず新しい社会秩序の実現のためにソビエト市民の働く義務が正式に決定された。換言すれば、内戦などに起因する資源不足の問題解決のために、ソビエト政府が女性に労働を義務付けた。 Chernov は、初期ソビエトの政府が女性を生産的・人口的な問題を解決するために重要な資源としてみなしたと批判的に指摘する⁶⁾。確かに、共産主義の鍵となる一つの原則は労働の義務であるため、女性が社会の経済的な力として動員されたという Chernov の論点に賛成できる。ただし、人口的な問題としての資源といった論点に筆者は賛成しない。その理由は 1920 年 11 月 18 日に世界歴史上初めて人工妊娠中絶を合法化したからである。家族政策を研究するラブジャーエヴァは、1924 年のレーニングラードにおいて人工妊娠中絶の人気が高かったため、手術を行う施設が急に追加されたと指摘する¹⁸⁾。ムレチンによれば、人工妊娠中絶の合法化はコロンタイによって行われた。筆者は、人工妊娠中絶がコロンタイの「新女性」を実現させるために必要な取り組みだったと考えている。

4. コロンタイのプロパガンダ活動について

さて、帝政ロシア社会を研究するミローノフ¹⁹⁾によると、革命以前のロシアにおいて 1913 年に読み書きができる男性は 54% だった。女性はわずかな 26% しかいなかった。新しい法律や制度を導入しても、その内容が一般的な人に伝わらなければ社会的な変革の実現度が低くなる。そのために、プロパガンダ活動が必要だった。ここでコロンタイとプロパガンダについて述べる。

コロンタイは、初期ソビエト政府が策定した法律、共産主義の平等の価値観と自分の思想を普及させるためにプロパガンダ活動を行っていた。コロンタイは 1918 年 3 月保護人民委員を退任した後、夏季と秋季にわたり沿ヴォルガ地方のロシアをめぐりプロパガンダの講義を行った。そして、ロシアだけでなく 1919 年にウクライナでプロパガンダ活動を行っていた²⁰⁾。

本稿では、政府の下で創立された「女性部」をプロパガンダに有力の機関として取り上げて検討する。

1919 年に共産党により創立された「女性部」は、農村や都市部の多様な女性を対象とした組織だった。「女性部」は 総合相談所としてソビエト女性の経済的・社会的な自立、女性の労働や母性、売春などの問題を取り上げた²¹⁾。コロンタイは「女性部の課題」¹³⁾という論文において、その課題として以下のものを指摘する。第一に、女性の工業と農業の労働者を共産主義の教育の下で育てる事である。第二に、共産主義の社会の構築のために女性を動員することである。第三に、女性が直面する不平等や経済的な自立などの問題を共産党に訴えることである。

上述した女性部の第 3 の課題は、コロンタイが「新女性」の実現を目指していたことを裏付ける。

ここで注意しなければならないのは、「女性部」が共産党からフェミニズムの機関として独立し、離れてはいかなかつたことである。コロンタイも「女性部」が共産主義のイデオロギーに適合していると強調する¹³⁾。

1919 年の女性部の部長はアルマンドだったが、1920 年から 1922 年までコロンタイが 2 年ほど女性部を担当することになった。アルマンドが部長だった期間、女性部の機能を、内戦の需要にあわせた形態で、「女性部」の従業員が「負傷された赤軍

兵士の日」を開催して障害者になった軍隊を看護したり「労働奉仕日」を開催したりした²²⁾。女性解放運動を研究するスタイツスによると、コロンタイの下で女性部が戦争を援助する機能を失い、沿ヴォルガ地域やコーカサスやアジア地域の女性の解放のために大きく貢献した²²⁾。担当者として女性を対象とするプロパガンダ活動を展開させ、共産主義の構築のために全国の女性の動員を実践的に行いはじめた。

このように、コロンタイは「女性部」の設立のために励み、その後部長として活動し、できるかぎり共産主義の価値観と解放しなければならない女性をめぐる思想を一般市民に伝えようとしていた^{註10)}。

IV おわりに

本研究では、ロシア家族政策の立場をとること、期間（1917-1922），さらに思想家（コロンタイ）という限定を設けた。その限定のなかで、本研究は自由恋愛論の家族政策への影響について検討し考察した。設定した目的は、まず戦時共産主義と内戦期に当たっている1917-1922年の間に、ロシア、欧米と日本の先行研究を踏まえつつ、革命の活動家とマルクス型フェミニストであるコロンタイの自由恋愛論の特徴を確認することであった。次に、共産主義下の家族政策の形成過程に対するコロンタイの思想が与えた影響を考察し、評価することであった。以下で筆者は本論における検討を整理する。

第一に、コロンタイの自由恋愛に「新女性」、「同志的恋愛」および「新生活様式」の思想を鍵となるものとして取り上げた。その思想は帝政ロシアの社会秩序や宗教下の価値観を否定し、家族制度を変革すると同時に女性解放を目指していたということを確認した。

第二に、1917年以降の初期ソビエトのロシア家族政策は特異な時期であった。ロシア歴史上で初めて女性解放、自由恋愛や男女平等などを目指す法律が策定されたからである。

本稿では先行研究を確認した結果、第一人者のチャルノーヴァは初期ソビエトの家族をめぐる法律を分析していないことが分かった。ゆえに、本稿でチャルノーヴァが提案する「法律的な影響」の枠組みに立ち、1917-1922年の法律とコロンタイの思想の実現の度合いを検証した。

そして、1917年の布告と1918年の家族の法典の作成に大きな役割を果たしたコロンタイの思想が、その布告と法律に反映されていることを確認した。「新女性」の登場に必要な結婚・離婚の手続きの簡略化、名字や住所、職業選択の自由などの取り組みは、ロシア歴史上で初めてのものだった。そして女性解放のために要となる措置だったと評価すべきである。婚外子の権利の平等化や養子縁組制度の廃止は、十分に母性にかかる負担の共同化の意図を表していると筆者は明らかにした。

第三に、法律作成の活動以外に、「新生活様式」を整える活動においてもコロンタイが励んだことは確認できた。識字率が低い革命前後のロシア社会においてはプロパガンダが有力な措置だった。コロンタイはプロパガンダの機能を有する「女性部」設立のために励み、その後部長として活動し、できるだけ共産主義の思想と自分の思想を一般市民に伝えようとしていた。共産主義下の労働義務はコロンタイの「新女性」の登場のために必要な取り組みだった。「翼があるエロス」のもとで女性が自分の生活設計ができ、男性と同様に有償労働活動を行うことで経済的な自立のインフラの登場に貢献できた政策といえるからである。

しかし、コロンタイが活動していた戦時共産主義の期間は、當時、資源不足の問題に直面していた。したがって、コロンタイの活動は、「新生活様式」に必要なインフラの十分な拡大には困難な状況下にあった。コロンタイの「新女性」は、自らの経済的自立のためにも、そして内戦問題を抱える国のためにも働くなければならなくなってしまった。

2010年代のロシア家族政策は1917年後の政策を確かに批判している¹¹⁾。なぜならば、「新女性」、「同志的恋愛」ならびに「新生活様式」の思想は帝政ロシアの家族を否定し、教会の影響を弱めようとしたものだったからである。コロンタイは多産ではなく、女性の精神・経済的な解放を目指していた。それは、1917年の布告や1918年の家族法典など、そして1920年の人工妊娠中絶の合法化を検証することによって明らかになった。

本稿では、初期ソビエトの家族政策の一人の重要なアクターだったコロンタイの貢献をもう一度強調したい。1917-1922年の間、コロンタイが関わっていた家族政策の積極的な活動は、法律の作成と策定において、そして女性解放の思想のプロパガンダにおいても有力なものであった。さらに、革

命後の家族政策は、当時のロシアの社会に大きな影響を与えた。コロンタイの自由恋愛に関する思想は文学や哲学の研究分野で取り上げ検討されている。しかし、現在の家族政策の研究分野においてこそ、コロンタイの思想を再考察し評価しなければならないと筆者は考えている。

注

注 1) Мизулина Е. (2013)の 24-25 頁を参照されたい。

今日のロシア家族政策を代表するのは、ミズーリナなどによって 2013 年に提案された『2025 年までのロシア連邦の国家的家族政策のコンセプト（公式のプロジェクト）』。第一部』（Концепция государственной семейной политики Российской Федерации на период до 2025 года (общественный проект). Часть 1)である。

注 2) ジェンダーの視点から家族政策を研究しているチエルノーヴァ (2013) やラブジャーエヴァ (2004) の理解もあれば、家族を社会制度として捉え家族が危機状態にあるアプローチの方から研究しているアントーノフ (2007) の理解もある。本研究では前者のジェンダーの視点が含まれる理解が適切という立場をとる。

注 3) 例えば、以下の論文を挙げる。

米国は Geiger H.: *The Family in Soviet Russia*, Harvard U. P. (1968); ロシアは Здравомыслова Е., Темкина А.: Государственное конструирование гендеря в советском обществе, *Журнал исследований социальной политики*, 1(3/4), 299-321 (2004); 日本は村知稔三: 1910 年代末のロシアにおける乳幼児をめぐる状態と保育政策・保育施設の動向（上）—内戦下の乳幼児死亡率の上昇と保育施設の増加、長崎大学教育学部紀要—教育科学, 69, 27-41 (2005); 河本和子(2012)の 189-216 頁などである。

注 4) 例えば、社会学者のソローキンや共産主義と女性を考察していたベーベルなどである。Сорокин П.: Кризис современной семьи, *Apt*, 1, (2009); Бебель А.: *Женщина и социализм*, Москва, Государственное издание политической литературы (1959).

注 5) 日本の思想への影響と評価について杉山秀子は分析している。1920 年代にコロンタイの小説が邦訳され、自由恋愛論をめぐって秋田雨雀や平林たい子や山川菊栄などによる論争が始まった。詳しくは杉山秀子: 『コロンタイと日本』、新樹社、147-208 (2001)を参照

されたい。

注 6) コロンタイは労働反対派に、リーダーの一人として属し、1922 年の第 10 回党大会でレーニンによって大いに批判された。その批判や他の私生活の理由があったため、1922 年以降、コロンタイは外交官として活躍するようになった。より詳しくは Млечин Л. (2013)を参照されたい。

注 7) より詳しくは北井聰子: コロンタイ思想にみられる『女性嫌悪』—『働き蜂の恋』におけるスチヒーヤの克服、168-169 (2013)を参照されたい。北井はコロンタイの小説などを詳細に分析し、「新女性」が自分の「自然」の女らしさを乗り越えなければならないことで「男性化」し、それはある種「女性嫌悪」の思想であると主張している。

注 8) コロンタイによる論じていたエロスに関する思想について以下の研究でより詳しく分析されているため確認できる。Голод С.: Трансформация эротико-эмоциональных отношений молодежи на протяжении XX века, *Журнал социологии и социальной антропологии*, 1, 69-89 (2010); 北井聰子: 翼が導くユートピア—コロンタイの恋愛思想、ロシア語ロシア文学研究, 43, 27-34 (2011)。

注 9) 例えば、Фархадинов Я.Ф., Камалдинов Р.Р. (2000)や河本和子 (2012)の研究を挙げる。

注 10) しかし、注意しなければならないのは、例えばコロンタイの「翼があるエロス」や「同志的恋愛」などの思想が革命後のロシアにおいて一般の人に正しく理解されたとは言い切れないことである。依然として自由恋愛をめぐる偏見が多かった。それに関して述べる Говяков И. (2015)と Харчев А. (1994)の研究を参考されたい。

参考文献

- 1) Мизулина, Е.: Концепция государственной семейной политики Российской Федерации на период до 2025 года (общественный проект). часть 1, (2013) http://elenamizulina.ru/pdf/Book_1_preview.pdf (accessed 2014-04-12).
- 2) Zimmerman S.: *Understanding Family Policy: Theories and applications*, SAGE Publications, 3-20 (1995).
- 3) Хасбулатова О., Смирнова А.: Эволюция государственной политики в отношении семьи в России в XX – начале XXI века

- (историко-социологический анализ), *Женщина в российском обществе*, 3, 3-14 (2008).
- 4) Goldman W.: *Women, the State and Revolution: Soviet Family Policy and Social Life 1917-36*, Cambridge University Press, 1-143 (1993).
- 5) 森下敏男：初期ソビエトにおける家族消滅論と自由恋愛論，ソ連・東欧学会年報，10, 90-101 (1981).
- 6) Дорохина О.: История семейной политики в России, Антонов, А., *Социология семьи*, Москва, МГУ, 586-591 (2007).
- 7) Чернова Ж.: *Семья как политический вопрос: государственный проект и практики приватности*, СПб., 9-142 (2013).
- 8) Осипович, Т.: Коммунизм, феминизм, освобождение женщин и Александра Коллонтай, *Общественные науки и современность*, 3, 176-182 (1993).
- 9) Коллонтай, А.: *Новая мораль и рабочий класс*, Москва, Издательство Всероссийского Центрального Исполнительного Комитета Советов Р., К. и К. Депутатов, www.odinblago.ru/novaia_moral/1 (accessed 2015-06-12), 19-55 (1919).
- 10) Коллонтай, А.: *Дорогу крылатому Эросу! (письмо к трудящейся молодежи)*, Молодая гвардия, https://www.marxists.org/russkij/kollontai/winged_eros.htm (accessed 2015-08-17) (1923).
- 11) Коллонтай, А.: *Семья и коммунистическое государство*, Москва, Коммунистъ, 1-24 (1918).
- 12) Пушкирев А., Пушкирева Н.: Ранняя советская идеология и «половой вопрос», *Советская социальная политика 1920-1930-х годов: идеология и повседневность*, М., 205 (2007).
- 13) Коллонтай, А.: Избранные статьи и речи, Политиздат, 310-316 (1971).
- 14) Млечин Л.: *Коллонтай*, Молодая гвардия, 59-107 (2013).
- 15) Фархтдинов Я., Камалдинов Р.: Этапы развития семейного права России, *Вестник ТИСБИ*, 4, 138-148 (2000).
- 16) 河本和子：家族と法—ソ連における立法を通して，ユーラシア世界 4 公共圏と親密圏，189-216 (2012).
- 17) 河本和子：『ソ連の民主主義と家族：連邦家族基本法制過程 1948-1968』，有信堂，13-56 (2012).
- 18) Рабжаева М.: Семейная политика в России в XX в.: историко-социальный аспект, *Общественные науки и современность*, 2, 166-176 (2004).
- 19) Миронов Б.: Развитие грамотности в России и СССР за тысячу лет. X-XX вв., *Studia Humanistica. Исследования по истории и филологии*, СПб.: БЛИЦ, 24-42 (1996).
- 20) Олесин М.: *Первая в мире: Биографический очерк об А. М. Коллонтай*, Политиздат, 83-117 (1990).
- 21) Лебина Н., Романов П., Ярская-Смирнова Е.: Забота и контроль: социальная политика в советской действительности, 1917-1930-е годы, *Советская социальная политика 1920-1930-х годов: идеология и повседневность*, М., 21-67 (2007).
- 22) Стайтс Р.: *Женское освободительное движение в России: Феминизм, нигилизм и большевизм*, Российская политическая энциклопедия, 429-506 (2004).

1917-1922 年のソビエト家族政策： コロンタイの自由恋愛論をめぐる考察

ミルチャ アントン

要旨：本研究では、戦時共産主義と内戦に当たっている 1917-1922 年の間に、ロシアや日本などの先行研究を踏まえつつ革命活動家とフェミニストであるコロンタイの自由恋愛論の特徴を確認する。そのうえで、共産主義下の家族政策の形成過程への影響を考察し評価することを本研究の課題とする。筆者は第一にロシア家族政策の立場をとること、第二に期間（1917-1922）、第三に思想家（コロンタイ）という 3 つの限定を設ける。その限定のなかで、本研究は自由恋愛論の家族政策への影響について検討し考察をすすめる。

研究の結果で、1917-1922 年の間、コロンタイが関わっていた家族政策の積極的な活動は、法律の作成と策定において、そして女性解放の思想のプロパガンダにおいても有力なものであったことが明らかになった。